

(別紙) 物 件 目 録
所在 鹿嶋市大字荒野字林道
地番 1559番117
地目 公衆用道路
地積 12平方メートル
(不明共有者 持分 5560分の840 岡本 光子)

令和8年(チ)第3号
岐阜市司町40番地1
申立人 岐阜市長 柴橋正直
住所・居所 不明
住民票上の住所 岐阜県羽島郡岐南町伏屋七丁目204番地の8
所有者 古田圭一
届出期間満了日 令和8年12月1日
令和8年10月1日
岐阜地方裁判所

(別紙) 物 件 目 録
所在 岐阜市大字下川手字宮北
地番 208番12
地目 宅地
地積 48.66平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和8年(チ)第8号
福井市つくも一丁目1番4号
申立人 齋藤 常治
住所・居所 不明
(亡齋藤進治の不動産登記記録上の住所) 福井市つくも一丁目1番3号
所有者 亡齋藤進治相続財産
(不動産登記記録上の所有者) 齋藤 進治
届出期間満了日 令和8年11月30日
令和8年9月30日

福井地方裁判所

(別紙) 物 件 目 録
所在 福井市つくも一丁目 401番地
家屋番号 401番の3
種類 居宅
構造 鉄骨木造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺3階建
床面積 1階 104.82平方メートル
2階 94.30平方メートル
3階 43.78平方メートル

令和8年(チ)第2号
奈良県橿原市曲川町六丁目12番10号
申立人 岡田 良子
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 大阪府布施市荒川三丁目66番地
所有者 佐野ハツイ
届出期間満了日 令和8年11月30日
令和8年9月30日

奈良地方裁判所葛城支部

(別紙) 物 件 目 録
所在 奈良県大和高田市南陽町733番地13
家屋番号 193番
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 24.79平方メートル
現況の床面積 45.75平方メートル

令和8年(チ)第4号
北海道名寄市西4条南4丁目18番地3
申立人 木賀一彦
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 名寄市西一条南七丁目5番地
所有者 佐久間秀人
届出期間満了日 令和8年11月30日
令和8年10月1日 旭川地方裁判所名寄支部

(別紙) 物 件 目 録
1 所在 名寄市西一条南七丁目 7番地
家屋番号 11番
種類 店舗・居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 86.38平方メートル
2階 72.72平方メートル

令和8年(チ)第8号
大阪市西区西本町一丁目7番7号
申立人 株式会社レム
(亡水橋和人の最後の住所) 長野県飯山市大字豊田4682番地1号
所有者 亡水橋和人相続財産
届出期間満了日 令和8年11月30日
令和8年9月30日
長野地方裁判所

(別紙) 物 件 目 録
所在 飯山市大字豊田字宮ノ前6452番地1、6452番地1先
家屋番号 6452番1
種類 店舗
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積 31.01平方メートル

令和8年(チ)第1号
高知市上町三丁目13番14号
申立人 高知県信用保証協会
本店所在地 不明
(不動産登記記録上の本店所在地) 高知県高岡郡津野町杉ノ川丙47番地
所有者 大和興業有限公司
届出期間満了日 令和8年11月30日
令和8年9月30日
高知地方裁判所須崎支部

(別紙) 物 件 目 録
所在 高岡郡津野町赤木字西休場 1295番地1、1295番地2、1290番地13
家屋番号 1295番1
種類 倉庫・居宅
構造 鉄骨造スレート・鋼板ぶき2階建
床面積 1階 147.31平方メートル
2階 37.05平方メートル

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
なお、甲は会社法第七十九条第二項の規定により、株主総会の承認決議を経ずに合併いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和8年七月二十八日
掲載頁 五十六頁(号外第一六八号)
(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和8年十月十六日
東京都港区六本木三丁目一六番一五号
(甲) Bridge Property
株式会社
代表取締役 福田 和泉
東京都千代田区神田小川町三丁目二六番八号神田小川町三丁目ビル六階
(乙) Bridge Property
株式会社
代表取締役 福田 和泉

合併公告
左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
効力発生日は令和九年一月一日であり、本合併は、甲乙両社において株主総会の承認決議を経ず、令和八年九月二十九日に決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和8年八月十八日
掲載頁 五〇頁(号外第一八四号)
令和8年十月十六日
東京都中央区京橋二丁目五番一八号
(甲) 日本精糖株式会社
代表取締役 瀧本 士平
茨城県稲敷郡阿見町吉原三三八〇番一
(乙) テクノロックス株式会社
代表取締役 井手元伸一

合併公告
左記会社は合併して申はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。
なお、甲は会社法第七十九条第二項の規定により、株主総会の承認決議を経ずに合併いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) <https://unisia.co.jp/ir/notice/>
(乙) <https://unisia.co.jp/ir/notice/>
令和8年十月十六日
東京都品川区東五反田一丁目七番六号
(甲) 株式会社串カツ田中
代表取締役 貫 啓二
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目六番一
号
(乙) 株式会社ETTOH A L A B
代表取締役 大須賀伸博